

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 1 日

地区歯科医師会 御中

公益社団法人 東京都歯科医師会

持続化給付金の電子申請受付開始について

平素より本会会務運営に特段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、日本歯科医師会から下記メールによる連絡がありましたので、取り急ぎ情報提供させていただきます。

なお、本会は東京都並びに日本歯科医師会等からの新型コロナウイルス感染症関連情報について、随時、地区歯科医師会に対し情報提供を行う予定でございます。

〔日歯メール〕

「持続化給付金の電子申請受付開始について」

令和 2 年 5 月 1 日付・メール送信 日本歯科医師会 厚生会員部門

都道府県歯科医師会 御中

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、標記通知を別添のとおりお送りいたします。
つきましては、取り急ぎ情報提供いたしますとともに、
貴会会員への周知及びお問い合わせ等にご活用ください。

公益社団法人日本歯科医師会 厚生会員部門

【別添資料】

- 資料 1 持続化給付金に関するお知らせ（速報版）
- 資料 2-1 申請要領＜中小法人等事業者向け＞
- 資料 2-2 申請要領＜個人事業者等向け＞
- 資料 3-1 申請規程＜中小法人等事業者向け＞
- 資料 3-2 申請規程＜個人事業者等向け＞
- 資料 4-1 給付規程＜中小法人等事業者向け＞
- 資料 4-2 給付規程＜個人事業者等向け＞

〔担当〕

公益社団法人東京都歯科医師会
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策本部
事業第一課 医療管理・調査担当 羽二生・正岡
TEL 03-3262-1149（直通）
FAX 03-3262-4199

本通知は FAX（送信数 1 枚）及びメール（別添資料含む）で発出しています。

事 務 連 絡
令 和 2 年 5 月 1 日
(厚生会員部門扱い)

都道府県歯科医師会 御中

公益社団法人 日 本 歯 科 医 師 会

持続化給付金の電子申請受付開始について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。また新型コロナウイルス感染症対策に、特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、4 月 30 日開催の国会で令和 2 年度補正予算案が成立し、5 月 1 日より電子申請の受付が始まりました。(締め切りは令和 3 年 1 月 15 日まで)

これに伴い、経済産業省ホームページ <https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html> が更新され、電子申請の受付は <https://www.jizokuka-kyufu.jp/> となりましたので、お知らせいたします。

この持続化給付金給付の対象の主な要件は、令和 2 年 1 月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で 50%以上減少した月がある事業者となります。対象月は、令和 2 年 1 月から申請する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が 50%以上減少した月のうち、ひと月を申請者が任意に選択できます。

給付額は、個人立医療機関は 100 万円以内、医療法人は 200 万円以内となります。

なお、ご不明な点等がございましたら、中小企業金融・給付金相談窓口の相談ダイヤル 0570-783183（平日・休日 9:00～19:00）まで、お問い合わせください。

<別添>

- ・ 持続化給付金に関するお知らせ（速報版）
- ・ 申請要領＜中小法人等事業者向け＞
- ・ 申請要領＜個人事業者等向け＞
- ・ 申請規程＜中小法人等事業者向け＞
- ・ 申請規程＜個人事業者等向け＞
- ・ 給付規程＜中小法人等事業者向け＞
- ・ 給付規程＜個人事業者等向け＞